

募集型企画旅行取引条件説明書面〈地域限定〉

(旅行業法第 12 条の 4 による取引条件説明書面)

(旅行業法第 12 条の 5 による契約書面)

この書面は旅行契約が成立した場合の契約書面の一部になります。

1. 募集型企画旅行契約

この旅行は公益社団法人玉野市観光協会（以下「当協会」という）が企画、募集し実施する企画旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当協会と募集型企画契約（以下「旅行契約」という）を締結することになります。又、契約の内容・条件は、募集広告（パンフレット等）の各コースに記載されている条件のほか、下記条件、最終旅行日程表及び当協会の「旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）」によります。

2. 旅行のお申込み及び契約の成立

- (1) お電話、ファクシミリなどの通信手段でのご予約の場合、当協会が予約を受諾した翌日から起算して 3 日以内に申込金のお支払いをいただきます。お申込金は、旅行代金・取消料の一部に充当します。お申込み印をお支払い頂いた時点での契約成立となります。
- (2) 当協会が当日集金を提示する募集型企画旅行の場合は、お電話、ファクシミリなどの通信手段、その等によるお申し込みを頂いた時点が契約成立となります。申込金の支払は必要ありませんが、お客様による契約解除の場合、取消料を頂きます。
- (3) 身体に障害をお持ちの方、健康を害している方、その他特別な配慮を必要とされるお客様はその旨お申し出ください。当協会は可能な限りこれに応じますが、当協会がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担になります。

●お申込金

旅行代金	1 万円未満	1 万円以上
お申込金	2,000 円以上 旅行代金まで	旅行代金の 20 以上 旅行代金で

3. 確定書面（最終日程表）の交付

当契約書面において旅行日程または運送・宿泊関係の名称が確定されていない場合には、利用予定の宿泊期間及び表示上重要な運送機関の名称を限定して列挙した上で、契約書面の交付後、旅行開始日の前日（旅行開始日の前日 7 日以内の申し込みの場合は旅行当日）までに、これらの確定状況を記載した書面（以下「確定書面」といいます）をお渡し致します。

4. 旅行代金

- (1)各コースの旅行代金は、特に記載のある場合を除き大人一名様代金です。
- (2)子供代金は国内旅行では原則として小学校在学のお子様に適用しますが、利用運送機関が就学前のお子様にも別途料金設定場合など、別途子供料金をご負担いただくことがあります。
- (3)旅行代金は原則としてご出発の 21 日前までにお支払いください。

5. 旅行内容・旅行代金の変更

- (1)当協会は天災地変・運送・宿泊機関の旅行サービスの提供の中止、当初の運行計画によらない運送サービスの提供など、当協会が関与し得ない事由が発生した場合に、理由を説明して旅行契約の内容を変更することがあります。
- (2)運送・宿泊期間の利用人数によって旅行代金が異なるコースにおいて、お役様の都合で利用人数が変更になった場合は旅行代金の額を変更することがあります。

6. お客様による契約の解除

- (1)お役様はいつでも所定の取消料を払って旅行契約を解除できます。
- (2)次に掲げる場合は取消料を頂きません。
 - ①旅行契約の内容に 11 項に例示するような重要な変更が行なわれた場合
 - ②5 項(1)に基づいて旅行代金が増額改訂されたとき
 - ③当協会がお客様に対し 3 項の期日までに確定書面を交付しなかったとき。
 - ④当協会の責めに帰すべき事由により、当初の旅行日程どおりの実施が不可能になったとき。

取消料・違約金					
旅行開始日の前日から起算して遡って					
21 日目にあたる 日以前の解除日	20 日目にあたる 日以前の解除日	7 日目にあたる日 以前の解除日	旅行開始日の前 日の解除	当日の解除	旅行開始後の解 除又は無連絡不 参加
日帰り旅行に あたっては 11 日目	日帰り旅行に あたっては 10 日目				
無料	旅行代金の 20%	旅行代金の 30%	旅行代金の 40%	旅行代金の 50%	旅行代金の 100%

7. 当協会による旅行契約の解除

当協会は次に例示するような場合は、旅行開始前又は旅行開始後に旅行契約を解除することがあります。①予め例示した申込条件の不適合が判明したとき②お客様の病気、必要な介護者の不在その他の理由により旅行に耐えられないと認めるとき③お役様が契約内容について合理的な範囲を超えて当協会に負担を求めるとき、および他のお客様に迷惑を及ぼし団体旅行の円滑な実施を妨げる恐れがあると認められるとき④最小催行人数に達しなかったとき⑤旅行締結の際に明示した旅行条件が成就しない恐れがきわめて大きいとき

8. 旅行代金に含まれないもの

旅行日程に明示されてない飲食代金及びそれに伴う税、サービス料、チップやクリーニング代などの個人的料金、超過手荷物料金、傷害・疾病に冠する医療費、航空諸税、施設使用料、運輸機関が課す付加運賃料金などは旅行代金に含まれていません。

9. 当協会の責任について

(1)当協会の責任と損害賠償

当協会は旅行契約の履行にあたって、当協会の故意または過失によってお客様に損害を与えた場合、その損害を賠償いたします。但し、損害発生の翌日から起算して2年以内にお申し出があった場合に限りです。また、手荷物について生じた損害については、損害発生の翌日から起算して14日以内に当協会に対してご通知いただいた場合15万円を限度（当協会に故意又は重大な過失がある場合を除きます）として賠償いたします。

(2)免責事項

当協会は、例えば次のような事由によりお客様が損害を被った場合、前項の賠償の責任を負いません。

- ア. 天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、火災、宿泊施設のサービス提供の中止による損害
- イ. 食中毒
- ウ. お客様ご自身の故意または過失による損害
- エ. その他の当協会または当協会の手配代行者の関与し得ない事由による損害

10. お客様の責任

お客様の故意または過失によって当協会が損害を被った場合、当協会はお客様より損害賠償を申し受けます。

11. 旅程保証について

(1)当協会は解約内容に掲げる重要な変更がおこなわれたときは、当協会旅行業約款に基づき、その変更の内容に応じて旅行代金の1%から5%に相当する額の変更補償金を支払います。ただし、変更補償金の額が千円未満の場合支払いません。

- ①旅行開始日または旅行終了日の変更
- ②入場する観光地又は観光施設その他の旅行の目的地の変更
- ③運送機関の等級又は設備のより低い物への変更
- ④運送機関の種類又は会社の変更
- ⑤宿泊機関の種類又は客室の変更
- ⑥宿泊機関の客室の種類、設備、景観、その他の客室条件の変更

(2)前記に拘わらず、変更の理由が5項(1)に掲げた不可抗力の場合、当協会の変更補償金を支払いません。

12. 特別補償

当協会はお客様が当旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故で生命、身体または、手荷物に被られた一定の損害について旅行業約款特別補償規定により、一定の補償金及び入院見舞金をお支払いします。

13. 個人情報の取扱い

(1)当協会は旅行申込みの受付に際し、所定の項目についてお客様の個人情報を取得いたします。お客様が当協会にご提供いただく個人情報の項目をご自分で選択することはお客様の任意ですが、全部または一部の個人情報を提供いただけない場合であって、お客様との連絡、あるいは旅行サービスの手配及びそれらのサービス受領のために必要な手続きがとれない場合、お客様のお申込み、ご依頼をお引受できないことがあります。

取得した個人情報は旅行業取扱管理者が個人情報管理者を代理してご対応いたします。

(2)当協会は、前号により取得した個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において旅行サービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で宿泊機関に対し、前号により取得した個人情報について、予め電子的方法等で送付することにより提供いたします。その他、当協会は①当協会商品やサービス、キャンペーンのご案内、②旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い、③アンケートのお願い、④特典サービスの提供、統計資料の作成に、お客様の個人情報を利用させていただくことがあります。

(3)当協会は、お客様より利用目的の通知、開示、訂正、追加、削除、利用停止、消去、第三者提供の記録の請求があった際には、速やかに対応するものとします。

14. その他

(1)ツアーの催行中止に関わらず、金融機関が収受する振込手数料はお客様の負担となりますのでご了承ください。

(2)この条件に定めのない事項は標準旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）

(3)旅行条件及び旅行代金の基準日については2020年4月1日となります。

15. 旅行業取扱管理者について

旅行業取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引に関する責任者です。この旅行契約に関し、担当者からの説明に不十分な点があれば、当協会の旅行業務取扱管理者にお尋ねください。

○企画・実施

岡山県知事登録旅行業 第地域限定－429号

公益社団法人玉野市観光協会

旅行業務取扱管理者 阿部あけみ